

優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価（スクリーニング評価に準じた評価）の進め方及び評価結果

１．目的

スクリーニング評価は、一般化学物質ごとに「人健康影響」と「生態影響」に係る２通りで行うこととしているため、以下の３通りの優先評価化学物質が存在する。

- ①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質

その結果、「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「人健康影響」のリスク評価のみが進められ、同様に「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「生態影響」のリスク評価のみが進められている。

しかし、優先評価化学物質の指定根拠ではない項目についても、リスクがないとは認められないかどうかを評価することが必要である。

そこで、①と②の優先評価化学物質の指定根拠でない項目については、毎年度、最新の有害性クラス及び暴露クラスを用いて、スクリーニング評価に準じた評価を実施し、優先評価化学物質に相当すると判定された場合には、優先評価化学物質の指定根拠に追加することとする。

（参考）優先評価化学物質の指定状況（令和３年１１月１２日現在）

①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	９０物質
②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	１０１物質
③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質	３６物質
優先評価化学物質の合計	２２７物質

２．評価方法

一般化学物質と同様に、事業者からの届出情報（製造・輸入・出荷数量、用途）から推計した排出量に基づく暴露クラスと、収集された有害性情報に基づく有害性クラスのマトリックス（以下「優先度マトリックス」という。）において、有害性及び暴露の程度が大きく優先度が「高」に区分される物質や、優先度が「中」に区分される物質のうち、専門家による詳細評価に基づき必要性が認められた物質について、優先評価化学物質相当と判定する。

評価の実施対象

令和２年度に優先評価化学物質としての届出がされた物質のうち、「人健康影響」のみ、あるいは、「生態影響」のみが指定根拠となっているもの。優先評価化学物質への指定時期との関係で、令和２年度時点ではまだ一般化学物質としての届出がされた物質については、優先評価化学物質としての数量が把握できないため対象外とする。

暴露クラスの算出方法

スクリーニング評価用排出係数を用いて推計排出量を算出するなど、スクリーニング評価における暴露クラスの算出方法に準じて算出する。

有害性クラスの算出方法

一般化学物質のスクリーニング評価と同じ算出方法とする。

優先度マトリックス

一般化学物質のスクリーニング評価と同じ優先度マトリックスを用いる。

専門家による選定方法

一般化学物質のスクリーニング評価と同じ選定方法とする。

３．優先評価化学物質の判定案

２．の評価方法に沿って評価を実施した結果、人健康影響に関しては、過酸化水素及びクレオソート油が優先度「高」となり、優先評価化学物質に相当すると考えられる。ただし、過酸化水素については、資料４－３別添のとおり優先評価化学物質相当とは判定せず、来年度以降もスクリーニング評価を行いつつ注視する。

優先評価化学物質の判定案については以下の通り。

評価対象物質の暴露クラス	: 資料４－２
人健康影響に関する優先判定案	: 資料４－３
過酸化水素の人健康影響に係るリスク懸念の確認について	: 資料４－３別添
生態影響に関する優先度判定案	: 資料４－４
PRTR 排出量による暴露クラスの見直し	: 資料４－５
環境中濃度による詳細評価	: 資料４－６